

平成23年度香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修募集要項

香川県では、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進するとともに、利用者の適切な選択に役立てるため、公正・中立な立場の第三者機関が福祉サービスに関する評価を行い公表する「福祉サービス第三者評価制度」を運用しています。

については、第三者評価を実施する評価調査者の養成を目的とした研修を、次のとおり実施します。

研修を受講されようとする皆様は、この要項の定めにより申請してください。

1 募集スケジュール

9月1日(木)～ 10月30日(金)	募集受付け (募集要項の公表)	県健康福祉部健康福祉総務課 地域福祉グループ (第三者評価推進組織事務局) (県庁本館16階)
-----------------------	--------------------	----------------------------------------------------------

2 研修日程

※カリキュラム・会場は変更する可能性があります。

日時	カリキュラム	会場
11月17日(木) 8:30～17:00	○開講 ○講義 ・第三者評価の理念と全体像 ・評価調査者の役割と倫理 ・評価基準の理解と判断のポイント	○県庁本館 12階 第1会議室
11月18日(金) 9:00～17:00	○講義・演習 ・利用者調査 ・書面審査 ・訪問調査	○県庁本館 12階 第1会議室

11月21日(月) 9:00~17:30	○実地演習 ・訪問調査の実習	○施設
11月22日(火) 9:00~17:30	○実習 ・合議、報告書の作成 ○まとめ ○レポート作成 ○閉講	○県庁本館 12階 第5会議室

3 講師（予定）

香川県、社会福祉法人香川県社会福祉協議会

4 養成研修の受講資格

資格	詳細
a 組織運営管理業務を3年以上経験している者	○組織運営管理業務 10人以上の組織を管理・統括する業務
b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	○有資格者 福祉：社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士 医療：医師、看護師、理学療法士、作業療法士 保健：保健師、栄養士 ○学識経験者 ・大学、専門学校、高校等で社会福祉、医療及び保健に関する教育・研究を行う者 ・社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者（公認会計士、税理士、弁護士等）

※ a、bのいずれについても、これと同等の能力を有していると認められる者を含む。

また、既に香川県福祉サービス第三者評価調査者名簿に掲載されている者も受講可能である。

5 受講手続き

「香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領」「実施細則」参照

受講申込書の提出	<ul style="list-style-type: none">○受講申込書に必要資料を添付して県に提出します。○原則として、所属する評価機関（法人）を通して提出してください。○既に養成研修修了者証の交付を受けている方は、養成研修修了者証を添付してください。
要件等審査	<ul style="list-style-type: none">○県において受講資格を審査します。○結果については、申込者に連絡します。
養成研修受講	<ul style="list-style-type: none">○カリキュラムに従って研修を受講します。
修了	<ul style="list-style-type: none">○規定のカリキュラムの受講により、修了者には、養成研修修了者証を交付します。既に養成研修修了者証の交付を受けている方については、養成研修修了者証の裏面に養成研修を受講したことを記載して修了者証をお返しします。

6 申込み・問い合わせ先

香川県健康福祉部健康福祉総務課 地域福祉グループ

TEL : 087-832-3259

FAX : 087-806-0209

e-mail : kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp